

熱中症予防に係る小・中学校の活動方針

令和 3 年 6 月 1 6 日
戸 田 市 教 育 委 員 会

児童生徒等の熱中症事故の防止のため、戸田市立小・中学校における活動方針について、以下のとおり定める。

1. 活動禁止時間帯について

- (1) 「戸田市気象情報」(注1)において気温が35度以上、または「暑さ指数(WBGT)の実況と予測」(注2)の暑さ指数(WBGT)が31度以上となる時間帯は、屋外活動(冷房が効いていない体育館等の屋内での活動を含む。)を行わない。ただし、屋外の移動時間が少ない校外学習等については、十分に注意してこれを行うことができるが、移動先では当該時間帯に屋外活動を行わない。
- (2) 気温及び暑さ指数(WBGT)が基準値以下となる場合であっても、湿度が高い場合や日差しが強い場合には、活動内容を変更する等十分な対策を行う。
- (3) 活動前及び活動中においては気温等の気候条件に十分に注意を払い、気温または暑さ指数(WBGT)が基準値を超えた場合等には直ちに活動を中止し、屋内の冷房の効いている部屋に早めに移動する等の適切な対応をとる。

2. 運動会や体育祭、部活動の試合等について

- (1) 運動会や体育祭、部活動の公式試合については、やむを得ずにこれを実施する場合でも、開催時間の短縮やプログラムの変更、こまめな休憩の確保、休憩時間用の冷房の効いた部屋の準備などの十分な配慮を行う。また、別に主催者がある場合にはこれらの事項を主催者側に確認し、必要に応じて要請する。
- (2) 部活動の練習試合等は上記1.と同様の扱いとし、気温が35度以上または暑さ指数(WBGT)が31度以上の時間帯にはこれを行わない。

3. 熱中症警戒アラートの活用について

- (1) 熱中症警戒アラート情報の入手・関係者への伝達方法等を各校で明確に定めておく。
- (2) 熱中症警戒アラートが発表になった場合は、翌日または当日の教育活動について内容等の検討を行う。(校長不在時の対応者等もあらかじめ検討しておく)

4. 熱中症対策に関する知識の啓発等について

すべての学校管理職及び屋外活動に関わる教職員は、「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」(独立行政法人日本スポーツ振興センター)を熟読の上、熱中症予防や熱中症が発生した場合の適切な対応等について必要な知識を十分に身に付ける。さらに、学校管理職は「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」(文部科学省・環境省)を読んだ上で必要に応じて、各学校の危機管理マニュアルの見直し・改善を行う。

(注1)「戸田市気象情報」：一般財団法人日本気象協会が提供する情報による戸田市の気象情報ウェブサイトのうち「JWAポイント予測」を参照する。

(注2)「暑さ指数(WBGT)の実況と予測」：環境省が運営する熱中症予防情報サイトを参照する。

附 則 本方針は、令和3年6月16日から適用する。